

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第七号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年五月七日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程（平成十年埼玉県公営企業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「業務」の下に「並びに新型コロナウイルス感染症対策（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症に関する対策をいう。）に関する業務」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。